

静岡県監査委員告示第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和6年5月31日

静岡県監査委員 渡邊 芳文  
静岡県監査委員 山下 和俊  
静岡県監査委員 良知 淳行  
静岡県監査委員 阿部 卓也

監査対象機関	監査結果報告年月日
知事直轄組織総務課	令和6年2月16日
<b>【監査の結果】</b>	
1 監査結果の区分	意見
2 件名	知事等が出席する行事等の公務取扱い基準の策定等
3 内容	<p>知事直轄組織知事戦略局秘書課（以下「秘書課」という。）は、知事及び副知事（以下「知事等」という。）の秘書に関することを所掌事務としており、知事等のスケジュール管理や知事等が「公務」として出席する行事等の随行等を行っています。知事等の出席する行事等は、多種多様であることから、秘書課では、知事等の行事等への関わり、出席する立場、県の関わりなどを確認して、「公務」か「公務外」かを判断しています。</p> <p>しかし、県議会の常任委員会において、知事等が政治資金パーティーである県議会議長就任祝賀会（令和5年9月27日開催）に「公務」として出席し、公費による出張旅費の支出をしたことや公用車を使用したことなどについて、税金の使い方として適当であるかに関する質疑が行われるなどしています。</p> <p>当該祝賀会に「公務」として出席することについては、過去の裁判例や他の都道府県の例等を踏まえると、必ずしも不適當であるとは言えませんが、どのような行事等を「公務」とするかなどについて、明確な根拠に基づき、対外的に説明できることは重要であると考えますので、次のことについて、検討を求めます。</p> <p>ア 過去に知事等が出席した行事等を類型化するなどし、税金の使い方として疑念が生じないように時代に即した区分を行い、「公務」とするものと「公務外」とするものを明確にした運用基準を策定すること</p> <p>イ 在勤庁である県庁本庁から4km以内における出張については、旅行命令簿を作成する必要がないと整理されていますが、知事等の行動を対外的に説明できるように、知事等が本庁から離れて「公務」を行う場合には旅行命令簿等を作成すること</p>

ウ 知事等が「公務」として行事等に出席する際の公用車、タクシー、交際費の使用については、その特殊性から、一般職の職員に適用される内規等をそのまま適用することに限界があることから、実態として一般職の職員と異なる取扱いになっている部分については、秘書課、出納局用度課、議会事務局秘書室等の関係部局において調整を図り、運用に関する基準を策定すること

**【措置の内容】**

今後とも、コンプライアンス意識を常に高く持ち、知事直轄組織内の適正な予算執行に努めます。

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
知事直轄組織知事戦略局秘書課	令和6年2月16日
<p><b>【監査の結果】</b></p> <p>1 監査結果の区分 意見</p> <p>2 件 名 知事等が出席する行事等の公務取扱い基準の策定等</p> <p>3 内 容 知事直轄組織知事戦略局秘書課（以下「秘書課」という。）は、知事及び副知事（以下「知事等」という。）の秘書に関することを所掌事務としており、知事等のスケジュール管理や知事等が「公務」として出席する行事等の随行等をしていきます。知事等の出席する行事等は、多種多様であることから、秘書課では、知事等の行事等への関わり、出席する立場、県の関わりなどを確認して、「公務」か「公務外」かを判断しています。</p> <p>しかし、県議会の常任委員会において、知事等が政治資金パーティーである県議会議長就任祝賀会（令和5年9月27日開催）に「公務」として出席し、公費による出張旅費の支出をしたことや公用車を使用したことなどについて、税金の使い方として適当であるかに関する質疑が行われるなどしています。</p> <p>当該祝賀会に「公務」として出席することについては、過去の裁判例や他の都道府県の例等を踏まえると、必ずしも不適當であるとは言えませんが、どのような行事等を「公務」とするかなどについて、明確な根拠に基づき、対外的に説明できることは重要であると考えますので、次のことについて、検討を求めます。</p> <p>ア 過去に知事等が出席した行事等を類型化するなどし、税金の使い方として疑念が生じないように時代に即した区分を行い、「公務」とするものと「公務外」とするものを明確にした運用基準を策定すること</p> <p>イ 在勤庁である県庁本庁から4km以内における出張については、旅行命令簿を作成する必要がないと整理されていますが、知事等の行動を対外的に説明できるように、知事等が本庁から離れて「公務」を行う場合には旅行命令簿等を作成すること</p> <p>ウ 知事等が「公務」として行事等に出席する際の公用車、タクシー、交際費の使用については、その特殊性から、一般職の職員に適用される内規等をそのまま適用することに限界があることから、実態として一般職の職員と異なる取扱いになっている部分については、秘書課、出納局用度課、議会事務局秘書室等の関係部局において調整を図り、運用に関する基準を策定すること</p>	
<p><b>【措置の内容】</b></p> <p>検討を求められた事項のうち、「イ」については旅行命令簿を作成することといたしました。</p> <p>「ア」及び「ウ」については、令和6年3月に他の都道府県及び県内市町に対し、運用基準の策定状況について実態調査を行いました。</p> <p>この中で、「公務」と「公務外」を区分する基準については、2県と県内の2市が策定していること</p>	

が分かりました。一方、首長と行事との関わりや主催者や出席者の態様などを踏まえ、個別に判断せざるをえず、基準を作成することが困難などの理由から、大半の自治体で本県同様、基準を策定していないことも分かりました。

また、首長の公用車の使用の基準については7県、タクシー利用の基準については県内1市にとどまっていること、首長の交際費の執行に関する基準については都道府県、県内市町とも約半数が整備していることが分かりました。

今後、調査結果や過去の裁判例等を基に、本県の実情に即した基準の令和6年中の策定に向けて、引き続き作業を進めていきます。

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
出納局用度課	令和6年2月16日
<p><b>【監査の結果】</b></p> <p>1 監査結果の区分 意見</p> <p>2 件 名 知事等が出席する行事等の公務取扱い基準の策定等</p> <p>3 内 容 知事直轄組織知事戦略局秘書課（以下「秘書課」という。）は、知事及び副知事（以下「知事等」という。）の秘書に関することを所掌事務としており、知事等のスケジュール管理や知事等が「公務」として出席する行事等の随行等を行っています。知事等の出席する行事等は、多種多様であることから、秘書課では、知事等の行事等への関わり、出席する立場、県の関わりなどを確認して、「公務」か「公務外」かを判断しています。</p> <p>しかし、県議会の常任委員会において、知事等が政治資金パーティーである県議会議長就任祝賀会（令和5年9月27日開催）に「公務」として出席し、公費による出張旅費の支出をしたことや公用車を使用したことなどについて、税金の使い方として適当であるかに関する質疑が行われるなどしています。</p> <p>当該祝賀会に「公務」として出席することについては、過去の裁判例や他の都道府県の例等を踏まえると、必ずしも不適當であるとは言えませんが、どのような行事等を「公務」とするかなどについて、明確な根拠に基づき、対外的に説明できることは重要であると考えますので、次のことについて、検討を求めます。</p> <p>ア 過去に知事等が出席した行事等を類型化するなどし、税金の使い方として疑念が生じないように時代に即した区分を行い、「公務」とするものと「公務外」とするものを明確にした運用基準を策定すること</p> <p>イ 在勤庁である県庁本庁から4km以内における出張については、旅行命令簿を作成する必要がないと整理されていますが、知事等の行動を対外的に説明できるように、知事等が本庁から離れて「公務」を行う場合には旅行命令簿等を作成すること</p> <p>ウ 知事等が「公務」として行事等に出席する際の公用車、タクシー、交際費の使用については、その特殊性から、一般職の職員に適用される内規等をそのまま適用することに限界があることから、実態として一般職の職員と異なる取扱いになっている部分については、秘書課、出納局用度課、議会事務局秘書室等の関係部局において調整を図り、運用に関する基準を策定すること</p>	
<p><b>【措置の内容】</b></p> <p>検討を求められた事項の「ウ」のうち、知事等の公用車及びタクシーの運用基準の策定について、秘書課及び知事直轄組織総務課と連携しながら、他の都道府県及び県内市町に対し実態調査を実施し、運用基準の策定状況を確認しました。</p> <p>首長の公用車の使用の基準については7県、タクシー利用の基準については県内1市で策定していることが分かりました。</p>	

今後、調査結果や過去の裁判例等を基に、本県の実情に即した基準の令和6年中の策定に向けて、引き続き作業を進めていきます。